

患者団体との協働に関する指針

科研製薬株式会社

製薬企業の使命は、優れた医薬品等を開発・供給することにより、世界の人々の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与することです。そのためには、患者さんの求めや悩みを理解することが必要となっており、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会が増えてきました。

科研製薬は、患者団体との協働において高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重します。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努めます。

記

1. 相互理解

当社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

当社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

当社は、患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

当社は、患者団体に提供している金銭的支援等について、「患者団体との関係の透明性に関する指針」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面による合意

当社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等については、実施前に目的・内容等について書面による契約または合意を取り交わし、記録に残します。

6. 適切な情報提供

当社は、患者団体に対し、関係諸規範等に則り情報を提供します。

7. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体に対し、医療用医薬品・医療機器及び再生医療等製品の広告・宣伝を行いません。

8. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNS の内容、発言等に影響力を行使することはいけません。

9. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

10. 適正な支援

当社は、患者団体に対する支援にあたって、適切な水準・範囲となるようにします。患者団体の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認した上で適正に支援を行います。

11. 個人情報

当社は、患者団体との協働において、患者及び患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関係諸規範等を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

以上

2013年4月1日制定

2023年4月1日改訂

* 患者団体とは、「患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体及び患者支援団体」をいいます。但し、法人格の有無、設立形態は問いません。

* 金銭的支援等とは、寄附金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼及び患者団体への労務提供を指します。

* 患者団体との協働とは、当社と患者団体が、対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲の活動をいいます。